

令和4年余市町議会第2回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 2時28分

○招 集 年 月 日

令和4年6月23日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和4年6月24日（金曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	3番	中井寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋美奈子
余市町議会議員	1番	野呂栄二
〃	2番	吉田豊
〃	4番	藤野博三
〃	5番	内海博一
〃	6番	庄巖龍
〃	8番	白川栄美子
〃	9番	寺田進
〃	10番	彫谷吉英
〃	11番	茅根英昭
〃	13番	安久莊一郎
〃	14番	大物翔
〃	15番	中谷栄利
〃	16番	山本正行
〃	18番	岸本好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 12番 近藤徹哉

○出 席 者

余市町長	齊藤啓輔
副町長	細山俊樹
総務部長	高橋伸明
総務課長	増田豊実
企画政策課長	阿部弘亨
地域協働推進課長	北島貴光
財政課長	高田幸樹
民生部長	篠原道憲
子育て・健康推進課長	芹川かおり
環境対策課長	大森直也
経済部長	渡辺郁尚
建設水道部長	千葉雅樹

○事務局職員出席者

事務局長	羽生満広
主幹	枝村潤
書記	山内千洋

○議 事 日 程

第1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和4年余市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、近藤議員は通院のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

また、成田建設課長は身内不幸のため本日欠席の旨届出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和4年第2回定例会において、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

都市公園予定地（旧黒川じん芥捨場）について伺います。町が町営斎場建て替え事業に着手して6年、これまでのり面の崩落、霊園の墓石傾斜発生など紆余曲折を経て工事を全て中断し、霊園及び斜面保全に力を尽くしてきたところです。ここで一度話を整理する必要があると考えます。特に町長が第一候補地と目した都市公園予定地、旧黒川じんかい捨場がどのような土地なのかを明らかにすることが重要です。令和3年8月に補正予算が議決され、現町営斎場のある梅川も含めて7か所で適地選定調査が行われ、本年2月15日に所管委員会に報告がなされたところですが、この調査は地質調査などを含んでおらず、あくまで平面調査であり、候補地の一つとなった現都市公園予定地、旧黒川じんかい捨場の地中には何が埋まっているのか分からない状態です。町はそれを承知で責任を持って調査候補地を定め、調査を委託していたことが所管委員会での質疑の中でも明らかと

なっています。どうしてそのような詳細が不明な場所を調査の対象地とし、調査をさせたのか甚だ疑問です。土地の経過を含めて、以下伺います。

1つ、じんかい捨場となる以前の土地の所有者と土地の種別の歴史的な経過について。

2つ、黒川じんかい捨場としての設置、稼働、終了年及びごみの投入トン数について。

3つ、聞くところによるとじんかい捨場で閉鎖後に火災が起きた事例があると聞かれますが、その有無について。類似施設で起きていたのであれば、それも併せて。

4つ、稼働終了の際、何メートルほど土をかぶせたのか。そもそも東京夢の島のように最初から将来の利活用を見据えた作業が行われていたのかどうか。稼働途中で土をかぶせるなど地面を均質化する作業をしていると思うが、その有無について。

5つ、じんかい捨場になる際の土地の形状は自然由来のくぼ地を利用したものか、人工的に掘削したものなのか。自然由来とすれば、周辺に多く見られる三日月湖が干上がってできたものなのか。また、自然由来であれ、人工物であれ、普通であれば設計図面や設置図が存在するのが当たり前だが、その有無について。

6つ、この土地が都市公園予定地となった経過について。

7つ、この場所に斎場など重量構造物が建設可能であると判断できる科学的根拠はあるのか。

8つ、この土地が町営斎場建て替えの適地調査対象となった理由と経過について。

9つ、町有地の管理を行っているのは役場であり、実態を把握しているはずなのに庁舎内で十分に検討がなされない中で物事が進んできたように見える。町はどのような根拠で7か所が適地たり得ると見て調査をさせたのかについて。

以上、伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に

答弁いたします。

1点目のじんかい捨場となる以前の土地所有者と土地の歴史的な経過についてですが、以前は農地や河川敷地であり、民有地であったところは町が購入し、河川敷地などをじんかい捨場として使用していたものと思われま

す。2点目の黒川じんかい捨場の設置、稼働終了年及びごみの投入トン数についてですが、昭和36年に使用開始し、昭和63年7月には許容埋立量が限界になったことに伴い閉鎖しています。また、投入トン数につきましては、計量して廃棄しているものではなかったため記録はありません。

3点目の火災の有無についてですが、閉鎖後当該施設に起因する火災はありませんでした。なお、平成元年4月に美園じんかい捨場で火災が発生した記録を確認しています。

4点目の覆土についての具体的な記録はありません。

5点目のじんかい捨場になる際の土地についてですが、自然の地形を利用しているものと思われま

す。また、当時の設計図面や設置図は残っていませんが、一部じんかい処分をした埋立地の位置図などが存在しています。6点目の都市公園予定地になった経過ですが、昭和36年から昭和63年までじんかい捨場として利用し、その後公衆衛生の向上を目的として公共下水道を整備するために当該地区において下水処理場の建設を検討しましたが、昭和55年に当該地の建設を断念し、当該地の有効活用のため将来都市公園として整備することを念頭に昭和56年に都市公園区域としたところ

です。7点目のこの地が建設可能であると判断できる科学的根拠についてですが、埋立地の位置図などから廃棄物が埋められているとは言えないと考えられますが、今後地質調査など現状の把握をすることで明らかにしていくものと考えま

す。8点目の調査対象となった理由と経過について

ですが、役場各部署での意見を参考に受託者が現地調査後町と業者で協議、調査対象としたところ

です。9点目のどのような根拠で7か所が適地たり得ると見て調査したのかについてですが、7か所の候補地を選定する際、建設できる敷地面積を確保できること、主要な幹線道路に至近していること、インフラ整備が整っていることを条件に受託者と町が協議の上、調査対象とし、評価したところ

です。○14番（大物 翔君） 今回ちょっと聞くこと多いので、順々にやっていきますけれども、まず土地の所在の話だったのですけれども、民有地と河川用地が混在しておったと。そして、最終的にどうやら民有地を買い取る形で進んでいたものと考えられると。登記簿で確認はなさいましたでしょうか。

それと、もう一つ、ここの実際投げていた場所というのは、後から調べてみましたら、水の中にそのまま水中投棄していたやにも聞くのです。実は、ここのすぐ隣の場所にもう一つ三日月湖が今でも残っているのです。そちらは、どうやらまだ道河川の河川用地になっているようなのです。とすれば、この実際にごみを投棄していた場所というのも元は河川用地だったのかなと。だから、河川用地の状態のまま捨て続けたのか、そうではなくて、買い取るなり協定なり結んで、捨てるもいいよという形になって捨てていったのか、その辺の経過、明らかにしてもらっていいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思

います。土地所有の歴史的な経過につきましては、民有地だったところは余市町の公社が買い取る形で所有を移転しているというところでありま

うことになっています。

○14番(大物 翔君) 位置図、あったのですね。ないのか、ないのかと問われて、分からない、分からないとずっとこれまできていたけれども、ついに見つかったのですね。よかったと思います。今私の聞き間違いでなければ、公社ということをちょこっとおっしゃったかもしれないのだけれども、町がじかに買い取ったのではなくて、土地開発公社的なものが一回買ったのですか。所有の変遷って結局どうなっているのですか。36年より前は民有地もあって、最終的に余市町が取得をして、捨てていったのか。だから、要は民間、余市町ではないところの土地に例えば使用料みたいなのを払って投棄し続けていったものなのか、あるいは町が全部買い取って、そこに投げ続けていったものなのか、その辺ちょっと明らかにしてもらえないでしょうか。

○町長(齊藤啓輔君) 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

相当、40年以上前の話なので、それを明らかにすることの意味がちょっと私よく分からないのですけれども、町が借りた土地にじんかい処理をしており、その後公社が買い取ったという経緯でございます。

○14番(大物 翔君) 公社といえば土地開発公社だと思いますけれども、なるほど。その件、また後で聞きますけれども、火災については分かりました。私もちょっと調べてみたら、投下したごみに起因したものでどうやらないようだなと。野焼きしていたのが飛んでしまったとか、そういうのはあったみたいですが、ごみ由来で引火したと考えられるものはちょっとなさそうだなということは分かりました。

そして、覆土については分からないと。だから、もともこの場所というのは将来何か利活用しようと思っていたわけでも何でもなくて、結局のところただの投げ場だったということなのだろうな

と。このじんかい捨場の土地の形状は自然由来のものであろうと。だから、結局今の豊丘とかであれば人為的に掘削かけて造っている場所だから、当然議会にも議決のあれが出てきているものなのだろうけれども、一切なかったのです、やっぱり。そして、昔の地図をずっと追っかけていったら、やっぱり川が蛇行して、結局川の形が変わったことによって取り残されていった三日月湖だとか、あるいは入り江だったところみたいなのがちょうどこの場所だったのだなというふうには調べて分かりました。ここから類推すると、私投入位置図は分からないので、手に入っていないから、分からないのですけれども、ただ大正時代からずっと地図探していったのです。そして、一番最近、もう捨場が終わった後の、大体平成の初旬だと思うのですけれども、観光ガイドマップ、図書館に残っていたのです。ここに実は三日月湖の跡がくっきりと残っていたのです。こういう歴史資料とかに詳しい方にこれはかつての三日月湖の跡で間違いないだろうかと尋ねたら、おおむね間違いないと思うと。その場所がどこかという、実はグラウンドの真上なのです。だから、ある意味泥沼の上に建てるかもしれないという可能性があったということなのです。結局のところ川だとか沼だとか池というのは、最後まで陸地になれなかった場所なのです。だから、地盤がそもそもいいはずがないのです。しかも、私の推測ではそこにごみを捨てていたと。ますます地盤なんていいはずがないと。だから、よくそこを適地になるかもと定められたなど。位置図まで持っていらっしやるのであれば、しかもこれ町立図書館にあったものをもらってきたものです。全然余市町とは関係ない場所にそういう書類があって分からなかったというのならいざ知らず、余市町の区域内にそうした歴史資料あったのです。だから、よくそれでも調査かけたなというふう思うところなのです。御存じでしたか、ここがそうだったのだと。だから、

結局そう考えていけば、ここは私は適地たり得ないだろうと思うのです。では、埋立位置図があるから大丈夫だから、建物を上に建ててもというけれども、まだ具体的な場所もはっきり決まっていないと思うのです。ただ、三日月湖だった場所、あるいは今残っている場所だけではなくて、大正時代の図面を見ても相当川が蛇行した形跡が見られると。とすれば、ごみ投入地ではないところだって残念ながらかつての川底、沼地だった可能性が大いにあり得ると。それを探し出すだけでもちょっと容易ではないと思うのです。挙げ句ごみまで投げていたとするならば、相当な費用かけて探さないと、これは先に進んでいかないのではないのかなと。だから、何でそういう背景があることが町内に残っている資料でも確認ができるのに調査地にしたのですかということに改めて問うているのですけれども、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ご説明ありがとうございました。すなわち、このエリアは地盤が緩いから適地ではないということをおっしゃりたいのだと思いますが、簡潔に言っていただければいいと思いますが、だからこそ先ほど申し上げたとおり、地盤の調査をして、明らかにしていくということを言っているわけです。ちなみに、三日月湖の場所と建てようとしている場所とでは、位置的にずれがあるというふうな見解を持っております。

○14番（大物 翔君） 建てようと思っている場所がどこなのかもいまだ我らには明らかにされていないので、論評のしようもないのです。そうやって専門的に関わっているわけでもない町民の方からすれば、もっと分からないはずなのです。そして、昨日補正予算の中でも申し上げましたけれども、もともと梅川でやろうと思っていたことができなくなってしまった事実経過としては、地盤に由来するものであるというのは一つ間違いない

わけだと。そして、かつてここが、今町がおっしゃるように、ジャストでそこに建屋建てるわけではないのだと言っていたとしても、その周辺はそういった地形であったというのは明らかになっているわけでございます。そして、地域の方からも地盤上まずいという話もあるし、もともと投げ場だったのがやっとならなくなって、ほっと一息ついたと思って、将来に期待を寄せていたら今度は葬祭場ですか、斎場ですかという話になって、輪かけてこじれてしまったわけです。だから、せめてこの土地がいかなるものなのかというのを今後検討委員会つくって検討していくわけなのだから、せめてこのやつだけでもちゃんと調査したもの出してあげないとまずいでしょうということも昨日も言った。だけれども、それは住民の合意が取れてからという話でした。ただ、住民は一方で調査を許可してしまったら、そこでごり押しされるということが一番恐れているのです。だから、調査以前の問題だというふうに説明会の席上でも皆さん怒っていらっしゃったのではないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

昨日の補正予算の審議のときにも地質の調査をすべきだというふうにおっしゃってございました。これに関しては、副町長の答弁もありましたけれども、7か所全て地質調査をやって、そのデータを出すということはまず現実的ではないし、時間もかかるということ、そしてそれぞれ建物建てる場面で地質調査、まず場所を確定してから地質調査をやるというのが主な一般的な流れであると思います。そのようなこともあって、先ほど来申し上げているとおり、もし検討委員会でこの場所が適地としてふさわしいというのであれば、そこから地質の調査も行うということでもあります。どこに建てるか分からないというふうにおっしゃっていますけれども、実際に委員会で現地に視察には

行っていると思いますので、議員の皆様も把握しているかと思います。

○14番（大物 翔君） それは、現地視察も担当委員の方々されています。ただ、凶面なんて見ていないはずですよ。想定でここに建てたいのだと、だから、この敷地のどこかに建てるのだろうなということは、やるとしたら建てるのだろうなということは分かっているけれども、ではどこという話なのです、我々サイドからすれば。そして、7か所全部を調べるのは現実的でないし、時間がかかるというけれども、そもそもからして時間が無い、時間が無いといって時を惜しんだばかりにどんどんこじれていっているわけではないですか。だったら、一旦立ち止まって、確かにお金はかかるかもしれないけれども、7か所全部が本当にできないのだとすれば、せめて梅川と都市公園予定地だけでもやるべきではないですか。今段階で分かっている地盤に不安を抱えていると目される場所は、まさにこの2か所なわけではないですか。それをもっていかがでございましょうかというふうに検討に付すのが当たり前だと思うのです。順序がおかしいではありませんか。

（「反問」の声あり）

○議長（中井寿夫君） 齊藤町長の反問を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員に逆にちょっと聞きたいことがございますので、質問させていただきたいと思います。

もちろん着手して6年と冒頭おっしゃいましたが、これ6年以上の話ではないですよ。ずっと長いこと引きずってきた結果、今になってもう限界が来ていて、何とか急がなければいけないというふうになっております。もちろん我々役場の職員もどうにかして公衆衛生の向上のためにきちんと火葬場の問題、決着させようと全力を尽くしてやってきたわけです。そんな中でどこがいいのか内部で様々な議論をしながらどんどん、ど

ンドン絞っていったわけです。最初にももちろん梅川で造れなくなったのは、何度も言っていますけれども、そもそもの論点が道路を確保するということでしたけれども、それができなくなったのと地盤の安定性が確保できなくなったということも踏まえてどこがいいのか適地を探してきたわけです。大物議員がおっしゃるとおり、様々なデータを全て用意してやるとなったらどんどん時間もかかりますし、コストも追加的にかかります。それでもいいというふうな考えでいるということでしょうか。

○14番（大物 翔君） まず、基本計画策定されたのが平成28年、そこから数えて6年という意味で申し上げます。確かに話としてはそれこそ20年ぐらい前からあったものだということは認識しています。一気に7か所全部とはいかないだろうと私も思っている、さすがに。ただ、最低でもこの2か所ぐらいはやるべきだろうと。でないと、議論する側も責任を持った判断ができないのではないですか、そう申し上げているのですよ。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきましても、時間がかかってもいいですかというような私の問いだったのですけれども、その点お願いします。

○14番（大物 翔君） 途中でおかしくなるぐらいだったら、ある程度かかることはやむを得ないと私は思っています。やってきて、途中でおかしくなって、また振出しに戻るぐらいだったら、最初からめどつけて進めたほうが計画的だと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

時間もお金もこれ以上かかってもいいからやれというようなご見解だというふうに理解いたしました。町としては、町民の皆様、様々な意見を踏まえながらどこが適地なのか検討していくということで、有識者も含めた委員会を設置するという

ことを表明させていただきました。もちろん様々な論点があると思います。今大物議員がおっしゃったとおり、どんどん進めていかなければお金も時間もどんどんかかっていくと。委員会でも話がありましたが、いつまでにこれを、答申を出せばどのくらいコストが削減されるのかというような話もありました。その点に関しては、もうできている窯を保存しているわけですから、その保管料が毎年毎年かかっていっております。もちろん適地に関しても早ければ、早く結論を出すほうがコストを削減できるというような側面もありますし、もう現状の火葬場が限界を迎えつつあるということがあります。ですから、この論点はそもそも余市町に火葬場は要るのか要らないのかというところから発生して、もちろん要らないというような判断も出てくると思います。その際に不利益を被るのは、もちろん余市の町民になります。なぜならば、小樽や古平や近隣に輸送して、そこで火葬するということになって、追加的なコストが高くなるということでありまして。また、適地の問題は有識者委員会でもんでもらうと。もちろん要る、要らない、適地はどこがいいのか、そしていつまでにやらなければいけないのかというような論点が出てくると思います。それも踏まえて、有識者委員会で検討していくということになっているわけでありまして。いずれにせよ、この質問にある旧黒川じんかい捨場に関しては、有識者委員会がこの場所は面積的にも将来の行政コストとかの面でも適地であるというようなことになれば、もちろんきちんと地盤の問題を解決すべく地質調査を行っていくというのはこれまで何度も答弁しているとおりであります。

○14番（大物 翔君） 確かに今使っている火葬炉もなかなか大変なことになっているという話は聞くのです。ただ、年間五、六十件程度と伺っていますけれども、周辺の町にお住まいの方がお亡くなりになって、余市でお葬式を上げると。ご遺

体を地元の町に持って帰る前に余市で火葬して、お骨を持ち帰る。逆もしかりと。そういう流れというのは、既に起きているわけなのです。確かに周辺の町、火葬炉たくさんあるわけではないし、それはそれで負担かかるかもしれないけれども、ただもしもいよいよ今の火葬炉が駄目になったとすれば、そうやって周りの町のを使わせていただくことも原理的には可能だと思う。結構負担かかってしまいますけれども。その分補助してあげることだって私はできると思うのです。だから、確かに急がなければいけない部分はそうなのだけれども、せいては事を仕損じるだと思っております。しっかり調査した上で妥当性を判断して行って、そして最後に出てくるのが適地だと私思うのです。町長たちの考え方は違うのかもしれないけれども、だから急がば回れだと思っております。1個1個やっていったほうが結果として早く済むのではないですか。そして、確かに火葬炉保管しているお金は年間300万円かかっていると聞きますけれども、確かにそれはそれで安い金額ではないです。ただ、都市公園予定地が最終的に適地と判断になるのかならないのか分からないけれども、ではなかったとして住民の皆さんが奇跡的に納得してくれたとしましょうか。それで、では調査をしますといった結果、これは無理ですわという話になったら、また別の場所を探していくか、そこにさらに資金と資源を投じて、それでも完成させるためにやろうとするのかという選択を迫られてくると。そのほうが私時間かかると思うのです。だから、本当に時間を大切にしようと思うのなら、できるだけ全体を明らかにした上で妥当性を導き出していくしかないと思う。そのほうがかえって住民も納得すると思うのです。だから、そういうふうにやっていくことが本当は必要だし、そうしていかないとこの話、もっとこじれるおそれがあるだろうと、それを私は恐れています。誰もが必要としているのにそれで住民がいがみ合うと、そんなこ

とはなあってほしくないです。だから、妥当だねと最後に多くの人が判断でき得る形をつくってほしい。ただ、私の今の見解としてはここでやるべきではないと考えていると、それだけ申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号18番、岸本議員の発言を許します。

○18番（岸本好且君） 令和4年第2回定例会に当たり、さきに提出しております質問1件について行います。町長におかれましては、答弁方よろしくお願いいたします。

町営斎場建替事業適地選定の在り方について。町営斎場建て替えに関する説明会が2回開催され、町民から様々な課題と問題点が指摘されました。このことについて理事者側はもちろん、議会としても真摯に受け止めなければなりません。特に町営斎場建て替えの適地候補地選定に当たっては、地域住民との認識の違いが大きく示されました。第一候補地とした都市公園予定地に隣接する地元区会ではほとんどの人が知らない中での新聞報道で混乱を招いたことは、重く受け止めるべきと考えます。町営斎場の建て替え候補地となっている黒川町1268番地の1、現在多目的広場、冬期間は雪捨場としての使用の都市公園予定地は、余市駅、中心地より1.5キロメートルの位置にあり、土地も広く、住宅地に隣接している自然環境や立地条件の整った公園予定地であります。また、当地区は仁木町に接していて将来の広域行政の中心地

となる可能性もあり、重要な土地として位置づけられています。また、この地は町民の憩いの場、青少年の活動、スポーツの場でもあります。さらには、公園予定地と一体となっている余市川や余市川堤防はカヌー等のマリンスポーツや野鳥観察、ランニング、ジョギング、ハイキング等の健康づくりのコースとしても親しまれ、町外からの愛好者も増えております。特に余市川沿いの観光施設、宇宙記念館、ニッカウキスキーと桜つつみの事業等を活用した観光の名所として毎年多くの観光客が訪れ、にぎわいを見せている公園予定地であることは、地元区会のみならず、町民全体の認識ではないでしょうか。この公園予定地の一面に町営斎場を建てることにより、公園や公園周辺の活用や機能が失われ大きな損失になると考えます。このような公園予定地、財産をさらに生かし、将来を見据えたまちづくりに期待している町民のためにも、都市公園予定地を町営斎場の候補地に選定すること自体理解できません。

さらに、危惧される点は、町営斎場建設予定地は過去に余市川沿いの沼地をごみ捨場として指定し、ありとあらゆるごみを長年大量に捨てた埋立地であり、その用地に斎場を建てることは様々な課題や問題が含まれています。特にメタンガス、有毒ガスの発生が心配されます。また、余市川沿いに汚水が流れる可能性も十分考えられます。町民の安全確保の観点からも都市公園予定地は斎場建設候補地としてふさわしくありません。斎場はどここの市町村においても必要な大切な施設ですが、都市公園予定地は町営斎場の建設の場所として地理的条件や住民生活との関わり等、様々な課題が、あまりにも多く含まれております。その一つが冬期間、1月から3月、雪捨場として1日数百台の排雪車、トラックが出入りする際の騒音、混雑等が起きています。そのような環境の下で最後のお別れの場としてふさわしいとは到底思われません。

町は候補地選定の経過にとどまらず、斎場の建て替え作業を広く町民の意見を受け入れながらするべきと考えます。このたび町民と有識者による再検討を行うという約束の下、発足する検討委員会に期待するところですが、構成員の人選がどれだけ公正で中立を保てるかは未知数です。また、検討事項が都市公園予定地か旧栄小学校かを定めるだけになるのではないかと非常に危惧しております。現地調査を含め広く候補地を求める検討委員会になるかは、会議の進め方で変わっていくと考えられます。斎場の建て替え場所については、他の市町村同様、町の中心地から外れた郊外の静かな環境の下でお見送りできる場所の選定を強く望むものです。町長の町営斎場適地選定の考え方を具体的にお示しください。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁いたします。

町営斎場の建て替えに関わる適地選定については、現在の計画地では当初計画していた進入路の整備ができなくなり、急勾配な道路のままであるがため交通上の不安があること、当初計画していた現斎場での建築物の敷地を確保することが困難な状況になったこと、将来にわたりこの場所が安全であることの確証を持つことができないことから、現斎場を含め候補地の選定を行いました。適地選定では、先入観のない第三者的視点から評価を受けるためコンサルタント会社に業務を委託し、主要な幹線道路から生活道路を経由しないで直接アクセスできることや一定の面積があつて、緩衝的な緑地を設けることができること、さらには大規模な造成を伴わないことなどを視点として評価してきたところです。こうした候補地の選定作業については、町民説明会の中でも町民が参加する場面がないなどご意見もいただいておりますことから、今回町民や有識者を交えた検討委員会の場を設け、広くご意見を伺ってまいりたいと考えております。斎場の適地選定を進めるに当たっ

ては、建物を建てるだけでなく、周辺や自然環境にも十分配慮し、あるいは外部からの遮断性も含めた質の高い緑空間を配置することなども考慮しながら、住民の公衆衛生及び公共福祉の向上に努めていきます。

○18番（岸本好且君） 答弁をいただきました。斎場の建て替えはどこの市町村にとっても大切な施設であると同時に、その選定に当たってはやっぱり慎重であるべきだし、何より住民の合意、町長も再三そのことはおっしゃっておられましたので、そのことが大事となります。あわせて、設置場所のやっぱり適正や住民生活の関わり合い、そういうことを、様々な課題をクリアしなければ現実に建て替えが行われないという大前提の下で幾つか質問というよりも意見をお伺いしたいと思います。

まず、今回2月16日ですか、新聞報道で適地として都市公園予定地、旧栄小学校ということで報道されました。聞くところによると、その日のうちに担当課のほうから該当する区会のほうにその経緯を説明に上がったとお聞きしていますけれども、栄町地区については、私は黒8区会の住民の一人ですので、他の区会のことについては申し上げることないのですが、ただちょっと気になったのはその両地区の区会長さんに、黒8区会のほうは役員の方に説明をさせていただきたい、片方、栄町の区会のほうには当面この地域は適地から外れました、そんな言い方をされたということを知りました。それで、黒8区会の区会長さんをはじめ役員の方、それから地域の方に聞き取り調査をして、この場所に選定されるというか、御存じですかということではいろいろ区会としてもそういう報道に対する不安があるということで、区会としていろいろされたようにお聞きしていますけれども、町長は、私もすぐ近くのところに住んでいますから、区会が混乱をして、大変不安を与えたということは事実だと思いますけれども、その点に

ついてどのように感じられたか、認識されているか、その点最初にちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

民生環境常任委員会にコンサルタントの評価結果として都市公園予定地と旧栄小学校がトップのスコアでしたというふうに報告をしたわけです。その中から、先ほど来議論になっていますけれども、早く、急いで造らないと、もう限界を迎えていますので、どこが適地なのかということで、旧栄小学校は利用の要望が来ていて、将来的な活用の可能性があることから、都市公園予定地がいいのではないかというふうに私のほうで判断したという経緯があります。岸本議員おっしゃるとおり、その間に町民の方々との意見交換と対話が不足していたということで、私説明会の場でも申し上げまして、これは申し訳なかったというふうに謝罪したところでございます。すなわち、町民との対話が不足していたことに関しては我々の落ち度といたしますか、答弁、質問にもありますけれども、我々としては真摯に受け止めなければというふうに考えています。

○18番（岸本好且君） その上で、今回私の質問は町営斎場建て替え事業の適地の選定の在り方について質問しておりますので、そちらにちょっと移っていききたいと思います。

今回適地として7か所選定されて、コンサルに調査依頼をかけた。その結果、点数化して、2つの候補地が委員会にも報告された。一つ、これ評価項目の中で立地状況の優位性だとか実現可能性とかありますけれども、例えば利便性の中に距離数とか、それは町内の葬儀場からの距離感とか、それでたまたま都市公園予定地は1.7キロというので非常に近い、アクセスがいい。これってこの立地状況の優位性の中で利便性、余市の葬儀社から近いところ、かなり高く評価、コンサルは見

ているのでしょうか。その点ちょっとお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

その点を取り分けて加点しているということはないと思いますけれども、基本的な考え方としては、常任委員会の場でも説明させていただきましたけれども、岸本議員は郊外の静かなところというふうにおっしゃっていますけれども、今後地域全体が人口がどんどん減っていくわけです。そのような中で、今後の将来を見据えた行政の在り方というのはやはりコンパクトシティー、集約型の行政を行っていかなければ、例えば冬の除雪のコスト、今でも結構物すごい額かかっていますが、これが人口減るとさらに町の予算も減る。そして、税収も減るし、町の予算も減るしという悪循環の流れが今後生まれてくるわけです。このような将来像も見据えて、きちんと適正な行政を行うという観点からはやはりどんどん、どんどん集約していく方向に進んでいかなければならないのではないかとというのが一般的な考え方としてあります。距離というのは、岸本議員のおっしゃっている斎場の距離というわけでは必ずしもないと私は思っていて、将来を見据えた全体の流れの中での距離というふうに私は認識しているところであります。

○18番（岸本好且君） 町長はそういう考えと。ここの中で町内葬儀場からの距離ということで明記されていますので、実際葬儀が終わった後火葬場までの距離ができるだけ近い、利便性ということでは、そういう意味で、説明会でもある方からもおっしゃいましたように、近いからいいということではなくて、やはり実際火葬されるまで、間の時間というのも大変大切な時間ということで、距離をここに入れることが果たしていいのかどうかというのは私もちょっとずっと思っていました。それは1時間半も2時間もかかるというのはちょ

つと極端ですけれども、ある程度の時間も、ある方はわざわざ長年住んでいたところを通して火葬場に行かれて、時間をかけて、そういうこともありますので、それは私の考え方ですので、町長の考え方も将来を見据えた、広域という言葉が入るかどうかなのですけれども、そういうことでおっしゃっていると思いますけれども、選定の中で防災安全性というのが入っています。これ都市公園予定地が、ここは影響ありということでコンサルが評価をしています。防災安全性、これ一番町民生活にとって大事な、町としても町民の安全性を守るというのは第一と考えてまちづくりをしていかなければいけない。その中で影響がある、地理的なこと、先ほど来出ているそういう埋立てのものについては置いておいても、地理的に安全性に影響ありという中でここが、ほかの点数が高いから一番、14点となったと思うのですけれども、この影響があるということ、ここはやはり不安材料として町民はここが一番大事なところだと思うのですけれども、影響ありというところを、町長自らここを第一候補として決められている。そこをちょっとお聞きしたい。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

防災の観点からは、一番論点になるのは川沿いにあるということで、水害だというふうに思っております。水害の場合は、岸本議員いつも質問してくださっていますけれども、発災までの時間軸が長いわけです。一番時間が短いのは地震であって、すぐにやらなければいけないし、水害の場合はある程度、このくらいの降水量が何時間後に予測されますというのが見えるというふうに思っており、水害のリスクがあるというふうな評価を受けているのだというふうに思います。その点もちろん軽視しているわけではなくて、水害に関しては余市町全体の問題でありまして、ハザードマップでも浸水エリアというのを出していたりしま

すけれども、そういう観点からは水害の影響を受ける地域というのは余市川沿い全域に及ぶというふうに思っています。そういう観点からももちろん水害の対策については仮にここでやる場合はきちんとこうですということはもちろん念頭には置いています。

○18番（岸本好且君） 過去にもここ洪水になって、私も小さい頃は大変だったことを覚えていません。川に近いところというのは、火葬場に限らずやっぱり建物としてそういう不安がある。これ今町長おっしゃいましたように、洪水については多少時間があるので、その間にそういう対策というのは打てるかもしれませんが、できるだけそういう場所は外すべきだと思っています。そういうことで、ちょっとここが私が懸念するところです。

次、これ100メートル以内の住宅の有無の中で、比較的对象住宅が、都市公園予定地に限って言いますと少ない。これ100メートルという何か法律的な根拠ってあるのでしょうか。例えば100メートル以内に何も住宅がないということであればそれいいですよとか、そういう何か根拠が、これ100メートルとここに明記されていて、コンサルが100メートルと出しています。その根拠をちょっと教えてください。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

法律的な根拠は特にありませんけれども、評価するに当たってはおおむね100メートル範囲ということで評価を進めていったものだというふうに思っています。

○18番（岸本好且君） 例えば120メートル、150メートル、ちょっと広げただけであそこには団地もあります。国道もあります。もちろん国道ですから、立地条件いいですから、当然住宅も張りついている。しかし、100メートル以内には数軒しかない。なので比較的对象戸数が少ないということ

これも評価されています。一般的には、私は住宅が少ないというよりはかなりの距離が、火葬場を起点としてコンパスで円を描いたら、多少農地は入ってもやっぱり住宅はそこに入っていないというのが住宅が少ない、対象戸数が少ないというふうに評価すべきだと。これコンサルの評価ですから、その会社の方針というのがありますから、一般的に私たちが考えるにはそれではそれから100メートルの中には数軒しかないけれども、それを50メートル範囲を広げたら団地がどっとうついている。そして、果たしてそれがここで100メートル圏内の住宅の有無という、これも評価項目にこういう形で入っているのも私はちょっといかななものかなという感じがします。根拠がないということですので、それはそれとして受け止めますけれども、一般の普通の常識で考えると、100メートルで切るのが妥当なのかどうかというのはちょっと疑問視をします。

コンサルの話にちょっと戻りますけれども、町長はこの都市公園予定地が7か所の中に入るということは、最初の大物議員から質問あったように、あそこの場所はこういう歴史ということがあって、こういう話もあるので、そういう情報というのは町長自身は相当インプットされた中で、そこは適地として、町有地だからそこ入れたほうがいいとなったのか、その辺の、そこまで至る情報、歴史的にそういうことだったと、町長自身相当把握した上で候補地の一つとして入れたのか、その点、ちょっとお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

選定場所に関しての情報が入っていたかという話でしたけれども、もちろん私も知った上でどこがいいのかというような場所については情報を把握しておりました。何度もご説明しているとおり、町有地の中である程度の広さを確保できるという観点ももちろん必要ですし、そういう観点、ある

程度広さという観点からは民有地もちろん候補に入っていますが、取得の費用がかかったりというようなことも説明させていただきました。この都市公園予定地に関しては、さきの大物議員の質問ともかぶりますけれども、下水処理場を造ろうとした経緯があるのは御存じかと思います。そういう話も私は聞いていました。すなわち、下水処理場というような重量物件を造るだけの素地は、その話は聞いただけですけれども、そういうふうな判断もできるので、だとしたら町有地ですし、候補の一つではないのかというような話は私にも入っております。

（「議事進行」の声あり）

○議長（中井寿夫君） 申し訳ありません。ただいま岸本議員の一般質問中でありますので。

○18番（岸本好且君） 今し尿処理の話もありましたけれども、その前なのか前後なのかちょっとあれですけれども、梅川に今建っている養護学校も、そこで建てるという話があったと私はお聞きしているのですけれども、それがあそこでなくて、梅川のほうに移ったと。どういう経緯かちょっと分かりませんが、そういう事実というのは役場のほうで把握しておられますか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

役場としては、把握していないようです。

○18番（岸本好且君） これは地元の方、よく知っている。実際道との中に入って調整役でちょっとされた方からお聞きしたのですけれども、それが急遽梅川のほうに変わった。だから、そこに何かあったのかなということで、そのこともちょっと言っていましたので、あえて私そこだけを質問するわけではありませんけれども、そういうことも過去にあったということで、地域の方は何回も私のほうに、私も初めて知ったものですから、そういう場所ということです。それが学校が駄目とか、違う場所が変わったというのは何か

こであったのか、今言った先ほど来ちょっと問題になっている埋立て地区であった洪水だとか、そういうのがあったからそういうことになったのか、私もちょっと聞いたものですから、今役場のほうでそういうことを知っている方が今現在職員の中にいるかどうかというのをお聞きしたのですけれども、それは町長はないということですので、それはそれで分かりました。

まず、雪捨場の関係です。1月から3月。私も地域の方にお聞きしたら、大変、あそこは数百台、朝方まで動いています。騒音もすごい。それは町民のためですので、それは当然地域の方も理解した上で、そこに併せてこの都市公園予定地を第一候補の中に、そういう状況の中でここを建設予定地とした。どうもそのリンクというのか、それが私もちょっと理解できないのです。冒頭私も静かなところで、少し高台で、洪水も心配ない静かな場所で送ってあげるべきだというのが私の考え方ですけれども、どうも今の、利便性は確かにいいのだけれども、あそこには遊戯施設もあり、河川の関係、それから土地の埋立ての関係、今除雪の排雪車の関係、そういう入り込んだところなので、どうもそこを火葬場の第一候補にすると、地元の方はもちろんそうですけれども、近いからだけで反対するというだけでなく、そういう場所は本当にいいのですかということなのです。これは町長、どういうふうにお考えですか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

岸本議員、区会ということでももちろん反対の意見を持っているのは質問からも分かります。であるからこそ検討委員会を立ち上げるということを表示させていただきまして、補正予算も可決していただきましたが、その中で様々な議論をしていただきたいと思います。

○18番（岸本好且君） 今検討委員会の話が出ましたので、検討委員会の関係で。

これやり方なのですけれども、本来ならば斎場適地を決める、これはほかの町の話ですけれども、最初にこういう検討委員会、協議会的なものを立ち上げて、その中で地域のことをよく知っている有識者も含めて、そこからスタートして、最終的に町が決定するという。今回ちょっと順番が逆のような感じもしないわけでもないのですけれども、今回検討委員会できましたので、検討委員会の会議の在り方、進め方、昨日の本会議でも補正の中でも出ましたけれども、その進み方によっては大きく変わっていく。きちんとした委員会になって、町民が検討委員会の結果がやっぱり妥当だと、そういうふうになるべきだし、なってほしいと思います。

それで、もう一つ、そこで今回ちょっと心配なのは、これ議会も入っていますので、今2候補が挙がった。そのどっちかにするだとか、7か所に絞って論議してもらうのか、もっと言えば、私も斎場についてはいろいろな町民からこういう場所がありますよ、ここはどうですか、町内の適地入れるのに、ここ入れたほういいですよと、そういう要望もいただきました。それも伝えたのですけれども、それはそれとして7か所に絞るのか、もっと言えば検討委員会の中でいやいや、ほかの適地もあるよと。そこも含めて論議をしましょうと。これは検討委員会ですから、町がそこに入り込むということはなかなかできないと思えますけれども、町の思いとしてそういうことも含めて論議してくださいというふうに、今の段階ではどうですか。提示の仕方なのですけれども、そこまで踏み込んで、今の2か所、7か所、さらにそれ以外の地域も含めて総合的に適地検討委員会にしてほしいという、町はそういう思いもあるのかどうか、その点、1点だけお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

これは思いというか、手続論的な話でありまし

て、議会の予算を経て7か所の評価を行っているという経緯があります。なので、説明会でも私申し上げましたけれども、白紙にするべきだというような意見があったのに対して、私は白紙はできませんよと。我々は、代表民主制で選ばれた議会の議決を経て7か所の候補地の評価を行っているのだと。戻るとしてもそこまでですよ。そこから先、さらに戻るのであれば、それはまた議会の議決も得るようなことになりかねないから、それは代表民主主義とは違いますよねという趣旨の説明をさせていただきましたので、手続論的には7か所ではないのかなというふうに思っています。他方で、検討委員会の場で議論するのはもちろん止めているわけでもないですし、我々行政を預かる者としては手続を踏んだものですから、そういう考えを持っているということでもあります。

○18番（岸本好且君） 議決されているということもありますので、それはそれで尊重しなければもちろんなりません。それは議会と町のルールの中でですけども、町民は、今検討委員会、どういう話になるか分かりませんが、やはり7か所ぐらいにという話も実際出ていますし、そういうことで委員の方がどういうふうに判断するか分かりませんが、多分そういう話も出るという、それは今町長おっしゃいましたけれども、それも止めるということではなくて、それも委員会の中で検討された中の委員会であるべきだと思いますので、それはそういう形で私たちも委員会の進め方含め、回数の問題とかいろいろありましたけれども、精力的に進めていただきたいと思いません。

最後に、5月27日に地元区会から要望書が出されていると思います。町長不在だったので、副町長が対応していただきました。私もそこに立ち会ったのですが、その要望書、幾つかあるのですが、それ区会に回答しましたか。回答

するものでないという認識ですか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

受け取った日に翌日説明会で説明しますということは回答したそうです。

○18番（岸本好且君） それはあくまでも説明会で考え方は説明しますということで、区会には、直接町と区会でのやり取りはないということで、分かりました。

区会の方々の、今やはりこの間特に区会の役員の方は会員の方との中で大変苦勞されているように聞いておりますので、これ旧栄小のこともありますけれども、特に黒8区会の関係者には町としても、要望書が出ていますので、できれば個別に対応していただければその思いは伝わると思っていますので、そのことで強く要望したいと思っています。そうでないと、町長がコミュニケーション不足だということを言っておられましたので、それは黒川8区会として要望書を上げたわけですから、そこはきちんと対応してあげていただきたい。その辺はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

それはぜひやりたいと思っておりますので、こちら側としてももちろん黒8区会には説明をしに行きたいというふうに再三言っているが、成立していないというような経緯がありますので、その点岸本議員にもお力添えいただければと思います。

○18番（岸本好且君） 黒8区会がそういう申入れに対して今あれしていないという、これは私も思い分かるのです。あくまでも町営斎場は町全体のことで、この近くの区会だから、そこありきで、非常にそこが一番心配されているところなので、それはそれとして要望書については今町長が区会のほうにお答えになるということですので、そこできちんと伝えていただきたいですし、区会

のほうからも新たにそれについてまた町長にお話があると思いますので、その辺しっかり早急にやっていただければと思いますので、そのことを申し添えまして、私の質問を終わります。

○議長（中井寿夫君） 岸本議員の発言が終わりました。

各会派代表者会議の開催、さらに昼食を含め、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位3番、議席番号17番、土屋議員の発言を許します。

○17番（土屋美奈子君） 令和4年余市町議会第2回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いをいたします。

定住自立圏について。平成22年4月に締結された定住自立圏形成協定は、集約とネットワークの考えに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を整備し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図ることなど互いに連携、協力することにより圏域全体の活性化を図ることを目的としております。現在は、令和2年度から令和6年度までの第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョンによりさらなる連携の強化と将来にわたり自立した活力ある圏域の形成に努めること、自然環境と歴史、文化が調和し、人、物、情報が交流する圏域を目指すことが示されております。

こういった中で、先般JR余市小樽間並行在来線からのバス転換が示されたところでありますが、バスによる生活路線の維持や運行便数の確保

には、課題が山積されているところです。圏域内においては医療、福祉、通勤、通学、経済の面などで密接につながっており、市町村の境界を意識することなく往来し、生活に浸透した中で暮らしておりますが、この基盤となる公共交通の先行きが不透明な状況であり、危惧されるところです。圏域内のマネジメントは中心市に求められていることから、中心市が圏域内の将来像をどう捉えているかが本町の将来にも大きく影響をしますところですので。以下、質問をいたします。

定住自立圏構想について、本町の姿勢と見解をお伺いいたします。

定住自立圏共生ビジョンは毎年度所要の見直しをするとされており、この協議はどのように、またいつ頃されているのかお伺いいたします。

先般の並行在来線余市小樽間の3者会議の中では、圏域全体での公共交通ネットワークの構築について協議はなされたのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁します。

1点目の定住自立圏構想についての本町の姿勢と見解についてですが、平成22年4月1日に定住自立圏構想の中心市宣言を行った小樽市と締結した定住自立圏の形成に関する協定書に基づき中心市と相互に役割を分担し、定住に必要な都市機能と生活機能の確保及び充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより魅力あふれる定住自立圏の形成を目指しているものです。

2点目の定住自立圏共生ビジョンの毎年度の見直しの手法、時期についてですが、北しりべし定住自立圏の中心市である小樽市が毎年度夏頃から構成町村に照会し、その後集約、取りまとめ等をした上で、年度末までに必要な見直しを行っております。

3点目の余市小樽間の3者協議の中での協議に

ついてですが、余市小樽間の3者での個別協議はあくまでもJR北海道の経営分離に伴い余市小樽間の地域公共交通確保方策の協議となっており、個別協議の中では圏域全体の交通ネットワークの構築に係る話題はありませんでした。

○17番（土屋美奈子君） 再質問させていただきます。

この間並行在来線の余市小樽間の問題、そしてバス路線の問題なんかに対する見解、これまでの話合いの協議の内容なんかを見ていて、どうなのだろう、この定住自立圏という考え方や協定は機能しているのだろうかというふうに思っていました。そして、この一般質問をしようかなと思った少し前、町長ご覧になったかどうか分からないけれども、先日の小樽市の議会日より、この中で市長の見解がちょっと私には驚くものであった。テレビ局、マスコミもこれをニュースとして、NHKで伝えたというところもあって、5月に配付された小樽市の市議会日よりの中で書かれているのだけれども、質問としてはこの路線のバス転換によってバス路線が維持される保証はあるのかという質問でした。そこに小樽の市長が、答弁としてはできる限りバス路線の維持に努めますが、仮に将来利用者が減少し、路線バスが適さなくなった場合、適切な代替交通手段の確保に努める。つまりこれは結構衝撃を呼んで、ニュースとなったわけです。そこに定住自立圏というか、この圏域全体で定住者を増やしたり、自立できる地域をつかっていこうとした協定の中身というのは反映されているようには見えなかったのです。ちょっとこの間の3者協議の中でも、議事録は北海道のほうで公開されておりましたけれども、こういう細部に当たってのそういう基本的な部分があるのかなのかというニュアンス的なものとか、そういうのはよく分からないというか、入っている方が分からないのであろうなというふうに思って、そしてこれの認識が本町にとっては町を左右する

大きな問題になるというふうに思ったので、今回聞いてみました。ここはやっぱり統一した意識を持っていかないと、バスがなくなったら、鉄路の問題もそうだけれども、これは本町にとっては死活問題です、生活者にとっては。こういう公共交通というのは本町だけでどうにもできないというのは今回身にしみて分かったわけでありますから、だからどうだったのかなということをお聞きしました。ここのまず状況というか、これまでの3者協議の中とかお聞かせいただければというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

定住自立圏構想とバス路線の確保についての質問ですが、いい質問だと思います。というのも、定住自立圏構想についてですが、実際に出ている感想としては、そんなに活発に機能しているというようなものではありません。どういう意味があるかという、当時の議論については私は承知しませんが、全国でこういう定住自立圏構想なりネットワークなり協定なりが結ばれていると思うのですが、それによって広域行政を施行することによって例えば都道府県レベルでの補助金がかさ上げされたり、そういうような意味合いがあることから、この協定は各地で結ばれたのではないかなというふうに想定されるわけがあります。この構想自体はもちろんあって、日本全体が人口減少の中で首都と、あと都道府県の県庁所在地の人口がもちろん集中しますが、それ以外の地方中核都市がダム機能となって、人口の流出を抑制するというのが理想的といいますか、地方のあるべき、ちゃんとそういうダム機能を果たさなければならないというふうに思っていますが、そういう観点から見ると定住自立圏構想というのは非常にいい理念ではあると思います。他方で、実際の現実問題としては、先ほど私も言いましたとおり、そこまで活発に活用されているとい

うような印象はないわけです。この中でも3者協議の中では定住自立圏構想を踏まえたバスの議論というのはもちろんされていないというのは、最初の答弁で言ったとおりであります。しかしながら、余市町としてはバスの確保がもちろん死活問題というのはそれはまさにおっしゃるとおりですので、その点は北海道庁が基本的に取りまとめることになっていますが、そこは住民の思いを裏切るようなことがあったら私は容赦しませんよというのは北海道には強く言っていますし、実際に多くの場で発信はしていますので、その点は引き続ききちんとバス路線については確保していくようなことの動きはしたいと思っています。

○17番（土屋美奈子君） これまでの中でそういった意識というのはあまり持たれていなかったということですが、今日の新聞にもありましたけれども、協議会というか、議論の場が新しいステージに移っていくという中で、やはり少しずつでも固めていっていただきたいというか、地域全体の未来というものを模索できる形を取っていただきたいと思っています。ちょっと時間がかかると思うのですが、常日頃からそういうふうな、小樽市さんとぶつかるわけではないけれども、協力しなければ交通はつながらないということで、手を取っていっていただきたいなというふうに思います。何にせよこの北後志の広域の全体のマネジメント、この計画をするのが小樽市さんでございますから、そこがどう考えているかというのはやっぱり大きく影響してくるのでございましょう。今財源どうなっているのか分からないけれども、当時の過去の出た資料が今も生きていのかどうか分からないけれども、総務省から出て、こういう協定を結ぶことによって財政的な優遇があるということなのだろうけれども、それだけではなくて、本当に中身の目指すものを形あるものにしていただきたい。そして、このお話というのは当初、平成21年度に小樽市の市長が余市へ

来て、お話をいただいた。そういう経過もあって、5か町村全部の首長が同意をして、そして議決をします。議決をすることが総務省の条件になっていたのも、議決した事項でございますので、計画も第3次とちょっと時間がたっているのも、みんな薄れてしまっているかもしれないのですが、ここを形のあるものにしていただきたいなというふうに思います。再度、大体ご見解示していただいたのでしょうけれども、新たな協議へ向かっていく、協議会の場合でも重要だと思いますので、そこら辺でお願いをしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

定住自立圏構想自体は、当時よりも今のほうが必要なのではないかなと思っております。ちょっと時代が早過ぎたのではないのかなというふうな気もしないでもないです。今後、先ほども申し上げましたが、人口がどんどん減っていく中で行政の効率化のためにはまさにこういう中心となる市を核にして、近隣の自治体がきちんと協力するような形で行政の広域化、効率化を図って、きちんと効率的な行政を行っていくということがまさに求められているのではないかなというふうに思っております。今こそ必要な枠組みだというふうには総論としては思っています。他方で、もう時間がたって、先ほど申し上げましたとおり、そんなに熱心に動いているというような印象はないので、せっかくいい枠組みがありますから、きちんと活用できるところは活用していくということが必要なのではないかなというふうな見解を持っています。

○議長（中井寿夫君） 土屋議員の発言が終わりました。

次に、発言順位4番、議席番号15番、中谷議員の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 私は、今定例会に当たり1件質問しております。要を得た答弁をお願いい

たします。

並行在来線函館本線小樽・長万部間について。3月27日開催された北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、小樽長万部間についてバス転換とする決定がされました。厳寒期を抱える北海道の交通、通勤、通学、通院など安心してこれまでと同様に利用できるのか、鉄道の果たしてきた役割と価値について議論が十分にされず、国及び北海道の支援もなく、沿線自治体に膨大な赤字財政負担を押しつけ、協議させた結果がバス転換です。運転手不足問題や140キロに及ぶ長大路線をバス事業者がどう結ぶのか、バスが確保されるのか不明です。さらに、世界が地球温暖化対策として温室効果ガス削減目標に期限を定めて厳しく追求しているのに鉄道を廃線し、バス転換や自家用車利用促進につながることは逆効果でしかありません。

以上のことから、並行在来線函館本線小樽・長万部間のバス転換は容認できません。北海道新幹線札幌延伸開業までJR北海道が運行することが前提です。当初2030年末としていましたが、倶知安から新幹線駅前開発などを理由に開業の前倒し議論が出ています。倶知安駅には、函館本線小樽長万部間に関わる信号機のターミナルがあります。前倒しを口実にターミナルごと駅舎が解体されれば、列車が運行できなくなる重要問題です。並行在来線函館本線小樽・長万部間の列車運行を続けていく中で、国と北海道の責任も問いただしながら最後まで鉄道存続を諦めないことが重要です。以下、伺います。

(1)、バス転換に方針決定したことについて、住民説明会を開催し、町長として説明責任を果たすことについて。

(2)、北海道新幹線札幌延伸開業までJR北海道が責任を持って運行を続けることが前提条件です。前倒しなどを認めないことについて。

(3)、倶知安町は駅前開発のため現JR倶知

安駅を解体しようとしています。駅には小樽長万部間の信号機に関わる設備があるため、失えば運行できなくなります。保全を強く訴えることについて。

以上、伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁します。

1点目の住民説明会についてですが、町内の多くの世帯へお知らせをすべく「広報よいち」の6月号にこれまでの経過を含め2ページにわたり掲載し、町民の皆様にお知らせしたところであります。説明会については、特別委員会でも述べておりますが、開催についての必要性の情報を収集するよう担当に指示しているところです。

2点目と3点目のご質問についてですが、JR北海道は、原則として北海道新幹線札幌延伸時の開業時まで並行在来線を運行すると述べています。新幹線新駅の首長からはバス転換前倒しの要望が出ていますが、本町は新幹線開業時までJRによる運行を主張しています。

○15番（中谷栄利君） この間住民からの要望として、本当に余市駅まで列車が来なくなることはあるのかという話もありますが、この問題についてはよく議論を踏まえて話し合わなければならない。課題について、道新の記事にもありますように、やっぱり財政負担が先行して、そのことによってバス転換という結論を見いだしたことに對してもっと議論すべきことはなかったのか、そういったことが報道もされていまして、そのことが本当に真実だと思います。対策協議会で議論されているかなと思いますけれども、あるところではそういった着工5条件についての前提となる新幹線の見通しだとか、そういった問題が一向に説明どころか十分な議論もされていない。むしろ国土交通省の指針である地方の公共交通については、沿線自治体の責任で何をもって地方交通を維持していくのか、それはスキームになっている。北海

道においても財政負担はできない、その一点張りで、膨大な赤字、ましてやただ同然で渡したJR北海道の沿線に資産等も引き受ける。また、老朽化している問題についても修繕も行う、そういったことが突きつけられてきた協議会だったと思います。それで、私の質問の最後に書いていますけれども、この問題についてやはり北海道新幹線が開業されるまで時間が残っている。その時間をいかに、本当に沿線自治体として、余市町としてこの問題を、北海道がこれまで対策協議会でやってきたような議論で終わらせることなく、国と北海道の交通圏、また貨物だとか、後志の食料をきちんと確保する意味でもそういった物資の輸送手段、あるいは私たちも言っている有珠山噴火に備えた代替路線、そういった問題も含めてどうやって議論していくのか。この2030年新幹線札幌開業までの間にこのことを十分議論していくのが必要だと思っています。そういったこと前提に置いて、町長の口から、やはり住民説明会を開催し、住民からの質問、意見、要望に答えていくような説明会の開催が必要だと思っています。いろいろ文書で説明されているという話もありましたけれども、この説明会においてはいろいろな住民の要望に対して答えをやはり直接聞きたいと、質問に答えていただきたいと、そういう話もあるわけですから、きちんと膝を交えた住民説明会で町長自らの言葉で考えを示していただくということが大切でないかと思っていますので、あえてそのことについて再度お伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

住民説明会に関しては特にやりたくないというわけでもなくて、必要あれば全然やるつもりであるので、担当には指示しているところです。この問題は、よく御存じかと思いますが、余市以外はもちろんバス転換にすべきだということで、沿線自治体に判断が丸投げされた状況なわけです。本

来であれば、広域自治体である北海道がイニシアチブを取るべきところ、ほかの県であれば県単位で方向性を示して、別の結論を導いているという県もあります。しかし、北海道に関してはそれがなかったので、その点私は何度も指摘していますし、北海道がきちんとイニシアチブを取るべきだというふうに言っていて、沿線の自治体の首長の判断でできる問題ではないですから、これは。ということもいろいろな場で主張しているわけです。この点は説明会の開催の有無とちょっと違う話になるので、説明会については特に、先ほど答弁したとおりですが、今後の議論の流れとしてはこれから、北海道がそういう立場である以上、並行在来線を残すという話にはならないので、あとはその後の新しい交通体系の話になってくるのではないのかなというふうに思っています。新しい交通体系をつくるに当たっては、これも各所で説明したかと思いますが、住民を巻き込んだ説明会というか、協議会をつくっていく必要があるというふうには考えています。

○15番（中谷栄利君） 説明会はぜひやるべきですし、先ほど答弁の中でバス転換を決めた余市よりも長万部のほうの自治体の話も出ましたけれども、これについてはいろいろな思惑があったと思います。どう考えても小樽余市間というのは採算性もあり、利用密度も高い。そういった中でここは残していく、そういったつながりで沿線自治体、そのほかの仁木、倶知安、ニセコ、蘭越、黒松内となっていくのですけれども、そういった中では線路を残していただくのだったら、そういった問題についてやはり一緒になって頑張りたいという気持ちが私はあったし、感じてきているのです。それをもってやはり沿線自治体にも鉄道を残してもらいたいという住民の会の組織もできたとし、蘭越では住民からのアンケート用紙を基に町長も大いに住民の会の会合には参加してくれるという変化もありました。そういった中で、当初経営分離

に同意した町長は正直言ってニセコ町長以外は全部替わっております。そういったことも、それがあるかどうか分かりませんが、この問題についてやはり鉄道の価値が一体どうなのか、厳寒期の北海道で実際にバスを維持できるのか、また140キロの長大な路線をどうやってバス事業者が長万部小樽間を結ぶのか、そういったところは曖昧な状況で、いまだにそういった見通しが示されていない。そういった中でバス転換が決定しているので、本当に逆立ちしているのではないかなと思っています。そういうこと考えれば、バスと列車の違いって、あえて述べますけれども、出発時間が決まって、到着時間が決まっている。しかも、大量に人は移動して、少ない乗車人員で移動できる、そういった利点を考えたときにこれはバスでは賄えない。また、7時台と7時40分の通勤、通学で通う人たちが乗り切れないことがないように対応しなければならぬという問題もあります。こういうことがJRの時刻表によって一定のことが保証されている中で余市に住みついて、札幌圏に通勤、通学できるということを見込んで余市で生活する人もいます。現に私がその一人です。そういったことを考えて、バス転換のほうがいいのか、やっぱり列車として残したほうがいいのか、そういったことも十分考えていかなければならない。そういったことも含めて多様な意見を持っている住民の皆さんですから、ぜひそういった話をじかに町長の言葉でバス転換の方針決定した理由と住民から寄せられた意見について膝を突き合わせて答えていただきたい。ぜひやっていただきたいと思っています。

次に、2番目について話しますと、2030年北海道新幹線札幌延伸開業までJR北海道が責任持って運行する。それがやはりその間に残されているこの時間、ましてこの間燃料費が高騰していたり、鉄道建設資材等も併せて高騰している中で十分建築が進められない状況も、国土交通省のほうでむ

しろ工事を遅らせて、資材が安くなったときを見計らって進めるべきでないかというような記事も見たことがありますけれども、本当に残された、JRが責任持って運行している間にぜひ様々な問題についてやっぱり議論していかなければならない。そういった大事な時期だから、それが駅前開発だとか、あと札幌圏のJR北海道の抱えている不動産とか札幌駅前開発だとか、そういったことが目当てで開業前倒し、札幌オリンピックに合わせてやるだとか、そういったことがないようにやっぱり前提条件、新幹線開業まで責任持って運行するということに対して厳しく対応していただきたい。町長はそれは前提条件だと言っていますけれども、結構倶知安の駅前開発のほうに押されて、蘭越やいろいろなところの自治体首長が結構そこに押されている状況も聞いております。その前提条件であることをしっかり趣旨説明して、小樽市の首長は町長が、市長が決してこの前倒しに折れないようにきつく協議会の中で齊藤町長の主張をしていただきたいと思います。そのことについてお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、もちろん各自治体で思惑が違って、倶知安ですとか長万部は前倒ししたいという話もあります。その中で、先ほどの答弁と同じですけれども、余市に関しては札幌延伸開業時までちゃんと運行してくださいねということを目指しているということでもあります。

○15番（中谷栄利君） それで、あえてここに倶知安駅前開発のために現在のJR倶知安駅が、駅前公園の開発で駅舎は邪魔になってくるので、その建設計画が、ちょっと正式名称忘れてしまいましたけれども、倶知安駅前の都市開発の計画が出ています。それによれば、2025年にはその駅舎が邪魔になるために解体、あるいはまさか移動はな

と思いますが、解体し、駅前開発を進めるような計画であったと思います。もちろん小樽長万部間の信号ターミナルがある以上、ここを、やはり駅前開発するなら駅舎を、信号設備をきちんと保全して、2030年までの新幹線開業までJRが責任持って運行することが前提条件ですから、その信号設備を保全して、きちんと運行できるようにする、それが前提条件だと思います。俱知安町の計画だからと言わずに、在来線の今の存続問題にも関わる問題なので、前倒しは認めないけれども、この俱知安駅前開発には口出しできないということではなく、そのことについても2030年までの開業まで在来線をJRが責任持って運行することが前提条件になる、そのこと自体がこの俱知安駅前開発で崩されることは許されないというようなことも含めてきちんと強く言っていたきたい。そのことについて答弁お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

信号設備が俱知安駅にあるということと開業時まで列車の運行をしないという話とは別問題なので、俱知安駅を解体したところできちんと余市まではJR、信号設備、何とかして残してくださいねという話は私から言っているところです。

○議長（中井寿夫君） 中谷議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時50分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位5番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番（安久莊一郎君） 私は1件、原子力災害への対応についてを質問いたします。

政府は今年の骨太の方針を閣議決定し、エネルギー安全保障を重要課題と位置づけました。原子力については、昨年の可能な限り依存度を低減しつつから最大限活用すると方針を転換しました。原子力災害は、住民の命と健康を危険にさらし、日々の営みを奪い、地域社会を解体へと導き、自然、環境も破壊するという大規模で幾世代にもわたり被害をもたらす特殊な災害であることは既に東日本大震災で明らかです。通常 of 自然災害と異なり、住民と自治体にとっても平時から特別な対応が必要となります。専門家からは自治体においても原子力発電と放射能に関する専門的知識や技術的知識を持った職員の確保、育成が必要であるとの声が出ています。余市町は町内全域をUPZ、泊原発から半径30キロメートル圏内と指定されていますが、住民避難に関わり、以下質問します。

1、放射性線量率によって屋内退避となるが、放射線の遮蔽はもちろん、放射性物質の遮断も完璧ではない。一時移転の場合は1週間以内、退避の場合は1日以内屋内の退避とされていますが、被曝のおそれがあるのではないかと。

2、住民避難にバスが重要な役割を担わされているが、北海道新聞の報道によると、北海道バス協会加盟の大手も含む6社のうち3社ができないと困難と回答している。町民のバス避難に支障はないのか。

3、避難行動要支援者の避難、一時移転について。

4、避難先が札幌市内、中央区、南区のホテルや旅館となっているが、泊から札幌では西風が吹くことが多く、札幌は泊の風下に位置する。避難先としての妥当性について。

5、東京電力福島第一原発事故に対して最高裁は事故に対する国の責任を否定した。大規模津波は想定できない、対策を取っても事故は防げないとした。原発事故に対する最大、最良の対策はエネルギー政策の転換であり、泊原発は廃炉に、こ

れが地域住民の願いです。見解を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁します。

1点目の屋内退避については、泊発電所における原子力災害の発生状況に応じた対応行動を行うことになっています。原子力災害対策指針では、毎時20マイクロシーベルトを超える場合には1週間以内をめぐり一時移転を行い、毎時500マイクロシーベルトを超えた場合1日以内に避難を行うことになっています。

2点目の住民のバス避難については、道、北海道バス協会、会員事業者で構成される原子力防災における緊急輸送に関する検討会が令和4年5月26日に開催され、バス要請運行要領に基づく緊急輸送の対応について出席した会員事業者から協力をいただけることを改めて確認した旨の報告を受けています。

3点目の避難行動要支援者については、余市町地域防災計画原子力災害対策編、退避等措置計画に基づいて対応していきます。

4点目の避難先の妥当性については、北海道地域防災計画原子力災害編において発電所から5キロメートル圏内のP A Z地域から30キロメートル圏内のU P Z地域の全住民を円滑かつ迅速、確実に避難させるべく北海道が専門家を交えて定められた計画であり、これら実施の可否についても国の原子力防災対策機関、原子力対策の専門家との連携を図りながら判断されるものであり、避難先として妥当であると考えます。

5点目の泊原発については、札幌地方裁判所により運転差止めの判決が下り、双方により控訴されている状況であることから、今後の動向について注視するとともに、安全性の検証がなされない中で再稼働については慎重に対応すべきと考えます。

○13番（安久莊一郎君） まず、屋内退避についてです。

今町長が言われたように、放射線量率によって一時退避とか屋内退避の仕方が変わっていますが、この屋内退避のことについて、やっぱり放射線が、放射物質が漂って襲ってくる時に屋内退避だけで十分なのだろうかという問題です。余市町のパンフレットによりますと、ドアや窓を閉めると。窓から離れて、屋内の中央にいます。換気扇は止めるというように出ております。しかし、放射線の通過度というのがありまして、放射線もいろいろありますから、アルファ線、ベータ線、ガンマ線とか中性子もあります。鉛とか鉄で防げるもの、最後は中性子は水で止めることになりますけれども、このように放射線の中に一般の家屋に屋内退避しても影響を受けるというのがあるわけです。だから、屋内退避必要な場合に、先ほど町長言われたように、1週間以内とか、それから1日以内、まず屋内退避してから避難するということになりますから、その間に被曝してしまうということがありますので、この屋内退避の問題は町民の安全から考えてやっぱり慎重にしなければならぬ問題ではないかということです。それについてまず見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨が、すみません、よく分からないのですけれども、いずれにせよ原子力災害対策指針に基づいて屋内退避をするということになっているということでございます。

○13番（安久莊一郎君） 理解していただけなかったのは非常に残念ですけれども、放射線によって一般家屋は、一番いいのは鉄筋コンクリートです。きちんとしたところは遮蔽、遮断もできるわけですけれども、我々が住んでいる一般家屋でこれをやろうと思うのは非常に難しい問題だということ、そのことを言いたかったわけです。ぜひそこを理解していただきたいと思います。

それから、2つ目のバス避難についてです。こ

れについては、今年の5月に道新で報道がありますけれども、そのトップは、見出しは何かといいますと、泊事故時、バス避難厳しくと。6社中の半数、できない、困難、これが今年の5月の道新の報道です。それから、2018年、平成30年ですけれども、このときの7月の同じく道新、この道新の独自取材でバス会社6社に当たっているわけです。先ほど言いました今年の5月も同じです。この6社はどちらも同じなのです。この2018年の見出しもバス輸送できない、困難、泊事故時、避難対応の6社、ですから私今紹介した今年と2018年の道新の取材は同じ6社を取材してまして、その半数ができない、困難であると言っているわけです。ですから、先ほど町長言われたように、泊事故時の避難でバス会社がバス輸送ができないという状況、これはそもそも事故対応としては町民の安全、命が奪われるということになると思うのです。だから、これについてさらに真剣にやっぱり考えなくてはいけないのではないかと思います。バス会社がこういうふう取材に応じているということは、バスの要請要領というのがありまして、それは道が要請して、しかしこれが強制力がないのです。そして、バス会社が派遣を判断して取り組むということになっていますから、ここが一番の問題だと思うのです。だから、これについて再度お聞きしたいと思います。

それから……

(何事か声あり)

まずは、それについてではお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨は、バスが確保できないのではないかとということによろしいですか。それでしたら、先ほど申し上げましたとおり、北海道、北海道バス協会、会員事業者で構成される検討会で会員事業者から協力をいただけるということを確認した

と北海道のほうから報告を受けているということでございます。

○13番（安久莊一郎君） 道のバス協会が中心でバス業者等々にまとめているわけですが、その中で、取材の中でやっぱり道に対する不信感がバス業者から訴えられているのです。ですから、そういうのをちゃんとしないと、事故があったときに運転手がそういう放射能汚染されているところに入って行くわけです。だから、きちんとやっぱり防護だとかこうすれば安全であるということ徹底しないと、バス運転手もそこには行けないのです。だから、そういったことをきちんとやっていないから、バス会社もできないとか困難であるという回答になってしまうのです。これは道がやることになっていきますけれども、やっぱり町としてもきちんと道にそれを申し入れて、きちんとやらせると。そうしないと、避難がバスではできなくなってしまうということを言いたかったのです。

それから、次の3点目です。避難行動要支援者の避難、一時移転について取り組むということで、取組をやられていると思うのですけれども、これを支援する人は、余市町内では支援者の名簿等、その人を支援する人たち、これはもう決まっているかという問題です。それから、要支援者に対しては個別の計画を立てて、やっぱりそれぞれ事情が違って、置かれている状況も違う人たちなのです。それはきちんとそれがされているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

個別の支援計画なのですが、様々な別の防災系の答弁でもしておりますが、都度更新、策定していつているということでもあります。

○13番（安久莊一郎君） きちんとそこはやっていただきたいと思います。

それから、東電の事故に対しての最高裁の判断

が出ていましたけれども、やっぱりそこに書いてあるように、この判決、これは原告からしてみれば到底許されるものでないということで原告の怒りを買っている問題ですけれども、ここで言っていることをそのまま理屈で通せば、津波対策できないということであるから、事故を防ぐことができないと、今の知見の中では。そうなれば、私が質問に書いたように、やっぱり事故を防ぐことができないのであれば、事故のもとを断つ。そのためには泊原発を廃炉にすると、これが地域住民の願いだと思うのです。ですから、やっぱりそのところに立ち返ってしまうのです。やっぱりこの原発事故というのは一たび起これば、福島の場合を見るまでもなく、本当に非常に、ふるさとを追われて、戻ってくるのに、今まだ福島に戻ってこれない方がたくさんいる。こういうことを余市で繰り返してはならないと思います。ですから、そのところも重大視して、町民の命と暮らし、安全を守るということでやっぱり取り組んでいただきたいと思います。そのことについてお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

原子力発電所、全廃するべきだというような主張がありますが、これは国家の全体の中のエネルギー政策の中で議論すべき話であります。いずれにせよ、再エネで全て賄えるのが一番いいかと思えますけれども、それまでの間のコストなり、もちろん今の国際情勢などあることから、単純な議論ではないので、その点は全体のエネルギー政策を見る必要があるというふうに考えています。

○議長（中井寿夫君） 安久議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

一般質問を続行します。

発言順位6番、議席番号8番、白川議員の発言を許します。

○8番（白川栄美子君） 令和4年第2回定例会におきまして、さきに通告しております1件について質問いたします。

3歳児健診の屈折検査導入について伺います。令和3年第4回定例会で3歳児健診の視覚検査について質問いたしました。屈折検査導入の考えに答弁として現在行っている視力検査の充実を図り、導入自治体の状況を注視すると答弁をいただいております。また、家庭で行う検査は適正に判断する材料ではないとの質問には、保護者が行うアンケートは一定程度の効果があるとの答弁をされておりました。子供の視覚機能は成長とともに発達し、6歳から8歳までに固まり、その過程で強い屈折異常のある場合、早期に治療を開始できないと弱視となり、生涯視力は不良となるとのことで、眼科医は屈折検査の必要性を指摘されております。専門機器を用いて屈折異常を調べる屈折検査が有効だとされていることから、厚生労働省は2022年予算で自治体に機器購入の補助をする事業を開始したと伺っております。母子保健対策強化事業の一つとして経費の半分を財政支援すると伺っております。そこで、以下質問いたします。

1つ目に、前回屈折検査導入の考えを伺った際には現在行っている視力検査の充実を図ると言われておりましたが、具体的にどのようなことを考えておられるのか伺います。

2つ目に、令和4年から厚労省では自治体の機器購入の経費の半分を財政支援するとしていることから、この機会に国の制度を活用されて、屈折検査の導入を進めてはどうか、町長の見解を伺います。

以上1件、ご答弁よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁いたします。

1点目の視力検査の充実についてですが、家庭での検査の精度を上げるため視力検査の重要性について周知徹底を図り、3歳児健診時での視力検査の確認や目の異常を確認する問診を強化するとともに、精密検査未受診者へ勧奨をし、視覚異常の早期発見につなげます。

2点目の屈折検査の導入については、厚生労働省が屈折診断機の導入に半額の補助予算を計上していることもあり、本町でも導入すべく既に担当には指示を出しました。

○8番（白川栄美子君） 1番目の具体的にどういうふうに考えているかという答弁は分かりました。

2番目には、既に購入することを担当課に伝えてあると、そういうご答弁いただきました。本当によかったなと思っております。これ本当に余市町も全くないわけではなくて、前回の質問の答弁にも余市町は年間3名から5名ぐらいいると。その中でも要治療、要経過観察が1名から2名いると。そういう中で病院に勤めているということなのだろうと思うのです。この国の制度が出来上がったことで徐々にほかの自治体でも進めている、増えてきているというお話も伺いました。この国の制度が始まる前に、何か月かぐらい前には倶知安町で我が党の議員が質問したときに行政のほうでやりますということでやられたという話も聞きました。その中で本当に余市町としてはすぐやっぱり町長も手を打って、導入してくれるというお話も聞きましたので、自分たちの町の子供は自分たちの町で守らなければいけないので、本当にこの結果はよかったなと思いますので、これいつ頃導入して、検査のほうに結びつけられると考えておりますか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきます。

できるだけ早くということなのですが、今年度の厚生労働省の予算がまだ余力があるので、それを活用してということになりますので、どこかのタイミングできちんと予算を設計をするようになると思いますが、いつという確定的なことは言えませんが、今担当課のほうで在庫とか財務的な調整をしているところです。

○8番（白川栄美子君） 今担当課とも打合せしながら進めているということですので、ぜひとも速やかに、本当に大きなことだと思いますので、進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。答弁はよろしいです。

○議長（中井寿夫君） 白川議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

会議規則第9条第1項の規定に基づき、25日から26日までの2日間は休会といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、25日から26日までの2日間休会とすることに決しました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、27日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時28分

上記会議録は、枝村書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 2番 吉 田 豊

余市町議会議員 4番 藤 野 博 三

余市町議会議員 5番 内 海 博 一